

## 個人情報取扱事務の諮問事案書（第9条第1項第4号）

※必要な資料を添付すること。

個人情報取扱事務の 名 称	木造住宅耐震化啓発事業			
事 務 の 所 管 課 等	建築指導課			
諮 問 事 項	木造住宅耐震化啓発事業に係る対象世帯選定のための家屋課税台帳データの目的外利用			
諮 問 の 理 由	木造住宅耐震化啓発事業の一環として、小田原市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの活動内容及び耐震セミナーの開催を市民に周知するため、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を所有している方を抽出し、戸別訪問等を実施するものである。			
開 始 時 期	平成30年7月			
個 人 の 類 型	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を所有している者			
個人情報の項目名	住所、氏名、所有建物の地番			
個 人 情 報 を 収 集 す る	収集先		収集 課 等	
個 人 情 報 を 利 用 す る	保有 課 等	資産税課	利 用 課 等	建築指導課
個 人 情 報 を 提 供 す る	提 供 課 等		提供先	
本 人 通 知 の 実 施 の 有 無	有（アクションプログラムパンフレット及びセミナー案内文に家屋課税台帳を参照した旨を記載して通知する）			
本人通知を行わない 場合はその理由				

※ 項目は諮問内容に応じて適宜記入・変更してください。

※ 個人情報の収集：各実施機関外から情報を集めること

個人情報の利用：各実施機関内で個人情報を遣り取りすること

個人情報の提供：各実施機関外に情報を供すること

実施機関：議会、市長、行政委員会等の各意思決定機関